

令和5年6月14日

物価・賃金・生活総合対策本部本部長

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

北海道電力の規制料金値上げ認可に対する意見表明

一般社団法人北海道消費者協会

会長 長島 博子

北海道電力の規制料金値上げ申請は、経済産業省の修正指示を経て値上げ幅は平均23.22%（託送料金を含む）、6月からの実施となりました。当初の34.87%に比べ大きく減ったように見えますが、標準世帯（30A、230kwh/月）では月額料金は1万円を超し、国の激変緩和対策などにより8,299円に押しとどめられる状況です。実質賃金は13カ月連続マイナス、公的年金も実質マイナスとなっています。物価高騰の中で食費を切り詰めざるを得ない道民は多く、ここに電気料金の値上げが加わることは命に関わる事態と言えます。

北海道消費者協会は、会員である全道64地域の消費者協会の思いとともに、北電、国、北海道に対し、次のことを強く要望します。

記

- ①北電は、さらなる経営努力を重ね、道民の負担軽減に積極的、継続的に取り組むこと。
- ②北電は、燃料等の効率的な調達に努めることで燃料費等調整単価の縮減を図り、速やかに料金に反映させること。
- ③北電は、道民の痛みを踏まえ、大幅値上げを招いたエネルギーの海外依存から脱却すべく、再生可能エネルギーの拡大に迅速・果敢に取り組むこと。
- ④国は、輸入原料の価格が落ち着くまで、電気料金の激変緩和対策を継続すること。
- ⑤国は、再生可能エネルギーの迅速な拡大に向けて必要な支援に総力で取り組むこと。
- ⑥北海道は、国に対し④の激変緩和対策の継続、⑤の再エネの迅速な拡大について強く働きかけること。とりわけ道内は現行の激変緩和対策が期限を迎える11月は暖房需要が高まる季節であり、灯油の価格対策とともに有効な施策を求めるこ。

以上